

第4部

復旧・復興対策

目次

第1章 復旧・復興対策の概要	1
第2章 生活再建等の支援	2
第1節 被災者等の生活相談等	2
第2節 被災者台帳の整備	2
第3節 被害認定調査及び罹災証明書	2
第4節 住宅の確保、応急修理	3
1 応急仮設住宅の供与	3
2 入居者支援	3
3 公営住宅等の一時提供住宅	3
4 住宅の応急修理・障害物の除去	4
第5節 被災者等への経済的支援	4
1 被災者生活再建支援金	4
2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例）	4
3 災害見舞金・弔慰金の交付（横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱）	4
4 義援金の募集、配分、保管	4
5 その他経済的支援等	4
第3章 災害復旧	6
第1節 公共施設等の災害復旧	6
第2節 災害廃棄物の処理（解体廃棄物等の処理のうち、市で実施するもの）	6
第3節 復旧・復興に関する財源確保	7
第4章 復興対策	8
第1節 復興の定義	8
第2節 復興の理念	8
第3節 復旧・復興期の区分及び復興施策への取組時期	8
第4節 復興本部	9
1 目的	9
2 設置基準及び設置	9
3 組織	9
4 主な活動	9
5 廃止基準	10
第5節 震災復興基本計画等の策定	10
1 被害状況の概略把握（第1期：発災～2週間）	10
2 震災復興の基本的方向の策定（第2期：2週間～2.5か月）	10
3 震災復興基本計画の策定（第3期：2.5か月～6か月）	10
4 地区別細部計画の策定（第4期：6か月～1年）	11
5 復興施策の推進（第5期：1年～）	11
6 配慮事項	11
第6節 分野別復興施策	11
1 都市の復興	11
2 地域経済の復興	12
3 住宅の復興	12
4 生活・暮らしの復興	12

第1章 復旧・復興対策の概要

- 市及び防災関係機関等は、災害が一定程度收拾した後は、市民生活の早期回復を図るため、復旧・復興対策を実施する。
- 市及び防災関係機関等は、災害救助法その他関係法令等に基づき、又は必要に応じて、被災者等の生活の援護及び再建支援を行う。
- 市及び防災関係機関等は、速やかに被災施設及び機能の復旧及び再開を図る。市は、公共施設等の復旧にあたっては、単に原形復旧にとどまらず、災害の再発を防止するため、被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。
- 建物等の所有者若しくは敷地管理者、又は市は、災害によって損壊した建物等の解体、解体廃棄物、災害がれき、津波堆積物の処理を行う。
- 市は、災害復旧・復興に必要な資金需要額を把握し、予算措置及び財源確保に努める。また、激甚災害法その他関係法令に基づき、国の財政援助に必要な手続を実施する。
- 市は、防災関係機関等と連携協力して、被災地において、従前からの中長期的な課題解決に向けた取組を進め、被災前の状況と比較して、安全性及び生活環境の向上、産業の高度化、地域振興等が図られる質的な向上を目指す。

第2章 生活再建等の支援

第1節 被災者等の生活相談等【市民局、各区局】

- 市は、被災市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管業務に関する問合せ、相談、要望等に対応する。なお、原則として、市民の生命及び身体の安全が確保されるようになる発災後4日目を以ての実施を想定する。
- 市は、災害応急対策として開設した臨時市・区民相談室を継続し、相談・要望等に対応するとともに、必要に応じて、各区局と情報を共有する。
- 市は、専門知識を必要とする相談案件に対応するため、弁護士会、税理士会、司法書士会、宅地建物取引業協会等に、臨時市・区民相談室への専門知識を有する者の派遣を要請する。なお、派遣先は、被害の状況に応じて、市が指定する。
- 市は、関係機関等と連携して、市民等からの相談に対応する。

相談項目	市 主管部署
外国人への生活情報の提供等及び相談	国際局、市民局
労働（賃金、解雇、社会・労働保険等）相談	経済局
女性の心やからだ等の相談	政策経営局
災害時要援護者の生活、福祉相談	健康福祉局、こども青少年局
保健医療、生活衛生、動物保護等相談	健康福祉局、医療局
消費生活相談	経済局
中小企業の経営・融資等相談	経済局
住まいに関する相談	建築局
児童生徒、特別支援教育等に関する相談	教育委員会事務局

- 市は、災害により離職を余儀なくされた者（以下「災害による離職者」という。）に対して、職業紹介の窓口を案内する。
- 公共職業安定所及び臨時窓口は、災害による離職者の把握に努めるとともに、神奈川労働局、各公共職業安定所及び必要に応じて他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職業紹介を行う。
- 公共職業安定所及び臨時窓口は、災害による離職者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、臨時職業相談窓口の設置及び公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

第2節 被災者台帳の整備【財政局、健康福祉局、危機管理室、各区】

- 市は、被害状況や支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- 市は、被害認定調査、罹災証明書交付、義援金等の支給の処理を管理する被災者支援システムを活用して、関係部署による情報共有を行い、被災者の援護を統一的に実施するよう努める。

第3節 被害認定調査及び罹災証明書【財政局、消防局、危機管理室、各区】

- 市は、災害による住家等の被害について証明するため、罹災証明書等を発行する。
- 区役所は、被災した住家等について被害認定調査を行い、罹災証明書等を発行する。この場合において、消防署は、被害認定調査に協力する。
- 消防署は、火災・消火損について、被害認定調査を行い、罹災証明書を発行する。
- 住家の被害の程度の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」等を参考とする。

第4節 住宅の確保、応急修理

○ 市は、災害救助法に基づき、災害により住家を失い、又は破損等により居住できなくなった被災者に対して、住宅の確保又は被災した住宅の応急修理等を行い、住生活の早期回復と安定を図る。

1 応急仮設住宅の供与【建築局、関係区局】

○ 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して提供するものとする。

○ 仮住まいを自ら探すことが可能な被災者は、自らが探すことを原則とする。

○ 応急仮設住宅の供与方法は、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅、及びその他適切な方法による。

○ 被災者への速やかな供与の観点から、原則として、賃貸型応急住宅を優先し、不足分について、建設型応急住宅によるものとする。

○ 市は、市内の住家の全壊、全焼、流出世帯数、設置要望戸数等から必要戸数を把握し、県を通じた広域的な調整結果を踏まえ、供与する戸数、仕様等を決定する。

○ 市は、指揮命令の系統及び権限を定めるほか、関係区局から職員を配置した応急仮設住宅推進室を設置し、被災者の早期の住宅確保を推進する。

(1) 賃貸型応急住宅

○ 供給可能戸数の把握について、市は、不動産関連団体等を通じて、民間の賃貸住宅の利用可能戸数及び協力可能な不動産事業者の状況を把握する。

○ 民間賃貸住宅の条件

ア 家賃額等の上限があらかじめ定めた基準以内であること。

イ 市が借り上げて被災者に提供することについて、貸主が同意していること。

ウ 原則として、新耐震基準（昭和56年6月）に適合していること、若しくは同等の耐震性能を確保していること。

(2) 建設型応急住宅

○ 建築計画について、建物配置は、駐車区画も含め、敷地形状に応じて効果的に建設する。また、入居者の生活環境や、コミュニティに配慮した住宅構造・配置形式（ふれあいの場の創出、集会所等と広場の一体的な計画など）に配慮する。必要に応じて福祉仮設住宅の設置も検討する。

○ 一定規模以上の公園のほか、国有地、市保有土地等から、一定の要件を満たす建設用地を確保する。

○ 入居者の選定に当たっては、災害時要援護者及びその他の世帯における優先順位を設定する。また、地域レベルのコミュニティ維持への配慮に加え、応急仮設住宅におけるコミュニティの継続的な運営のため、入居者の世帯構成等の偏在等に配慮する。

2 入居者支援【健康福祉局、建築局、各区】

○ 市は、応急仮設住宅における生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ相談・情報提供を行うこととし、関係部署相互の情報共有を図り、連携して入居者支援を行う。また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性の参画に配慮する。

3 公営住宅等の一時提供住宅【建築局】

○ 対象施設は、市営住宅、県営住宅、県及び市住宅供給公社住宅、独立行政法人都市再生機構住宅、国等の職員住宅、その他（他都市公営住宅等）とする。

- 供給可能戸数の把握は、市営住宅については所管部局、その他の公的賃貸住宅等については、県及び住宅提供事業者を通じて行う。
- 入居者の選定は、対象施設の所管部署の基準による。

4 住宅の応急修理・障害物の除去【建築局、各区】

- 被災者は、区役所において、住宅の応急修理・障害物の除去の申込及び受付を行う。
- 市は、必要に応じて、関係団体との協定に基づき、被災者に対して、住宅の応急修理・障害物の除去（工事の依頼、委託契約等の締結、支払い等）を行う。

第5節 被災者等への経済的支援

1 被災者生活再建支援金【健康福祉局】

- 市は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給に係る諸調整を行う。

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例）【健康福祉局、各区】

- 市は、県内で災害救助法が適用された災害、又は規則等で定める規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 市は、県内で災害救助法が適用された災害により家財等に被害のあった者に対して、災害援護資金の貸付けを行う。
- 災害救助法適用に至らない場合は、区社会福祉協議会が、生活福祉資金の貸付相談等を受け付ける。

3 災害見舞金・弔慰金の交付（横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱）【健康福祉局、各区】

- 市は、市内に居住する者又は市内で事業を営む者が災害による家屋半壊以上の被害を受けたときは、被災者又はその遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付する。ただし、弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、交付しない。

4 義援金の募集、配分、保管【健康福祉局、会計室】

- 市は、義援金を配分する必要があるときは、災害ごとに義援金配分委員会を開催する。ただし、県単位で義援金配分委員会を設置する場合は、県と協議する。

5 その他経済的支援等【経済局、みどり環境局、建築局、各区局】

- 住宅金融支援機構は、市から、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、工事を実施するよう勧告又は改善命令を受けた者に対し、工事に必要な資金を貸付ける（宅地防災工事資金融資制度）。
- 市は、崖崩れが予想される崖又は崖崩れが発生し二次災害が予想される崖で、居住用の建物に被害が及ぶおそれがある場合、土地所有者等が行う防災工事の費用を一部助成する（崖地防災対策工事助成金制度、崖地減災対策工事助成金制度）。
- 住宅金融支援機構は、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう、災害復興住宅資金を融資する（災害復興住宅融資）。
- 市は、災害により損害を受けた中小企業等に対して、「横浜市中小企業融資制度要綱」に基づき、横浜市信用保証協会及び取扱金融機関と連携して融資制度を実施する。
- 市は、経済関係者等と協力し、あらかじめ定める時期及び場所において、被災中小・零細事業者へ

の一元的な緊急相談窓口を開設・運営する。被災事業者が求める金融・労務・経営・法律等の情報提供、相談、手続を可能な限りその場で満たし、事業再建を支援する。

- 市は、天災等により被害を受けた農家が農協から緊急融資を受けて経営の安定を図るときは、市長が認める場合、その融資に係る利子の補給を行うことができる（農業施設関連融資）。
- 市民は、災害により被害を受けた場合において必要があると認められる場合は、所定の申請により、市税等の減免及び納期限の延長等を受けることができる。なお、手続及び減免の範囲等は、法令等の定めるところによる。
- (株)NTT ドコモ、KDDI(株) 及びソフトバンク(株)は、災害救助法適用時は、通信料金の減免、支払期限延長等を検討する。

第3章 災害復旧

第1節 公共施設等の災害復旧【施設所管区局】

○ 被災した公共施設は、次の復旧計画を定め、実施する。公共施設等の災害復旧にあたっては、単に原形復旧にとどまらず、災害の再発を防止するため、被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 道路災害復旧事業計画
 - (3) 港湾災害復旧事業計画
- 2 都市災害復旧事業計画
 - (1) 街路災害復旧事業計画
 - (2) 公園施設災害復旧事業計画
 - (3) 市街地埋没災害復旧事業計画
- 3 農林水産施設災害復旧事業計画
- 4 上水道施設災害復旧事業計画
- 5 工業用水道施設災害復旧事業計画
- 6 下水道施設災害復旧事業計画
- 7 住宅災害復旧事業計画
- 8 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 9 市立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 10 学校教育施設災害復旧事業計画
- 11 社会教育施設災害復旧事業計画
- 12 その他の災害復旧事業計画

第2節 災害廃棄物の処理（解体廃棄物等の処理のうち、市で実施するもの）【資源循環局】

○ 災害によって損壊した建物等の解体、解体廃棄物、災害がれき、津波堆積物（以下「解体廃棄物等」という。）の処理は、所有者又は敷地管理者が行う。ただし、解体廃棄物等の処理が災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱（平成19年4月2日付環廃対発第070402002号）の適用を受ける事業となる場合は、市が処理を行うことができる。

- (1) 解体廃棄物の処理計画の策定
 - 市は、市内の解体廃棄物発生量を推計し、家庭系ごみの処理計画を踏まえて解体廃棄物等の処理計画を策定する。
 - 市による処理は、人命救助、道路啓開若しくは二次災害が発生する恐れがあるなど、緊急を要するものを最優先する。
- (2) 市の処理対象
 - 市は、緊急性及び必要性を考慮して、また、区役所において受け付けた市民等からの申請に基づき、損壊した建物等の解体及び処理を行う。
- (3) 解体廃棄物等の分別
 - 解体廃棄物等は、解体時又は収集時から分別の徹底を図り、可能な限り再利用・再資源化を促進し、最終処分量の低減に努める。また、石綿含有産業廃棄物等の有害物質は、他の廃棄物への混合防止措置及び周辺環境への流出防止措置を講じる。

(4) 仮設処理施設の設置

- 災害のために既存施設が稼働できない場合、又は処理能力が不足する場合は、二次仮置場等に焼却炉等の仮設の処理施設を設置する。

(5) 解体廃棄物等から発生する有害物質による環境汚染への配慮

- 石綿含有産業廃棄物等などの有害物質による環境汚染を防止するため解体廃棄物等の適正な保管、収集、運搬、処分等を行う。

(6) 支援要請

- 市は、必要に応じて民間事業者及び他都市に協力を要請する。

第3節 復旧・復興に関する財源確保【財政局、各区局】

- 市は、災害復旧・復興に必要な資金需要額を把握し、予算措置及び財源確保に努める。また、激甚災害法その他、関係法令に基づき、国の財政援助に必要な手続を実施する。

第4章 復興対策

第1節 復興の定義 【政策経営局】

- 被災地において、従前からの中長期的な課題解決に向けた取組を進め、被災前の状況と比較して、安全性及び生活環境の向上、産業の高度化、地域振興等が図られる質的な向上を目指すこととする。
- 本章では、主に震災復興を想定する。なお、地震以外の災害において復興対策を要する場合には、災害の状況等に応じて、本章を準用又は参考として検討し、必要な対策を行うものとする。

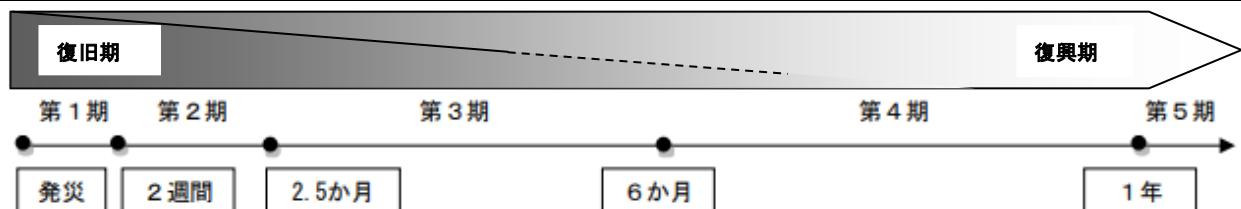
第2節 復興の理念 【政策経営局】

- 自助、共助、公助の連携を図り、地域力を生かした復興を行う。
- 復興事業は、市民生活の全分野を対象とする。

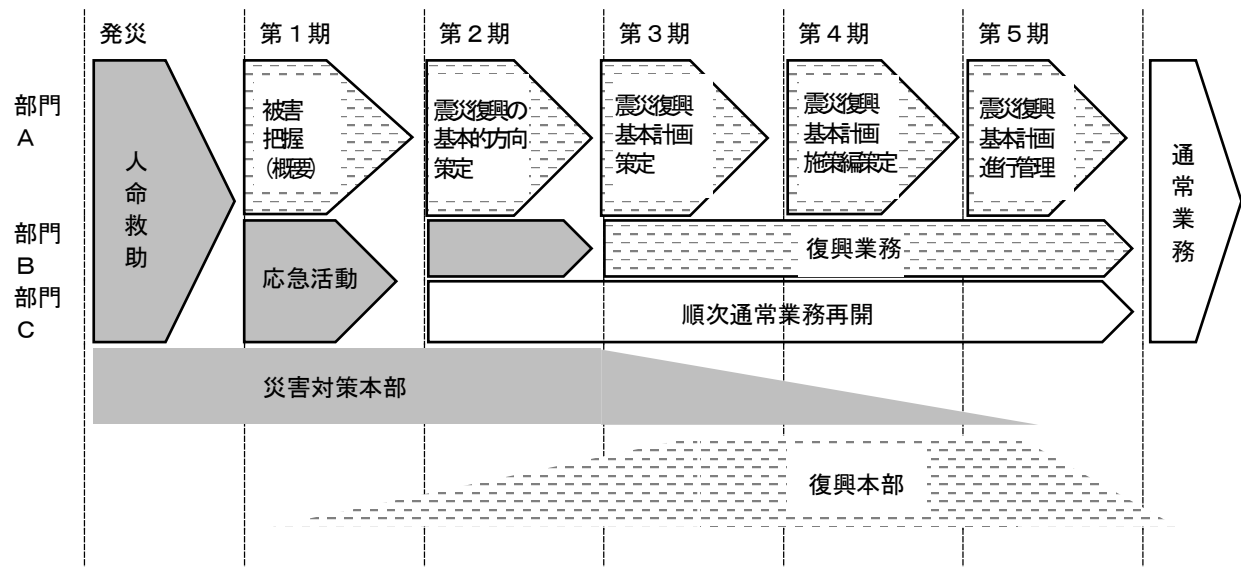
第3節 復旧・復興期の区分及び復興施策への取組時期 【政策経営局】

- 復旧期と復興期は連続性を有しており、明確に区分することは困難である。本計画では、①復興の大きな方向性が整理されている、②業務の大部分が市災害対策本部から市震災復興本部（以下「復興本部」という。）に移行された状態となっている（併設可）、③復興本部が設置されている、の3つの要件を満たす時期を復興期とする。
- 復興施策に取り組む時期の目安は、次のとおりとする。

区分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
期間	発災～ 2週間後	2週間後～ 2.5か月後	2.5か月後～ 6か月後	6か月後～ 1年後	1年後以降
取組の 目安	被害状況把握、 復興本部設置	震災復興の基本 的方向の策定	震災復興基本計 画の策定	震災復興基本計 画施策編の策定	震災復興基本計 画の進行管理



(参考) 大規模震災時における災害対策本部と復興本部の業務の流れ



※ 上記関係図は、災害の規模及び態様による。

第4節 復興本部

1 目的

- 被災状況等から、広範囲及び長期間に渡り、復興に関する重大な政策課題が発生すると予測される場合において、多岐に渡る対策を要する復興に係る計画の策定、及び復興事業の実施について、意思決定を行い、統合的に推進する。

2 設置基準及び設置

(1) 復興本部

ア 設置基準

被災状況等から、広範囲及び長期間に渡り、復興に関する重大な政策課題が発生すると予測される場合において、市長が必要と認める場合

イ 設置

復興本部は、市災害対策本部と併設できる。

(2) 現地震災復興本部（以下「現地復興本部」という。）

ア 設置基準

復興本部における本部長が、被災現地において復興対策を推進する上で、必要と認める場合

イ 設置

設置場所は、被災現地又はその周辺の施設とする。

3 組織

(1) 復興本部

ア 本部長

市長をもって充てる。

イ 副本部長

副市長をもって充てる。

ウ 復興チーム長

主管局の事務を担当する、所管副市長をもって充てる。

エ 構成等

- 全市一体とした体制とし、区ごとの本部は設置しない。
- 局及び区は、平常時の事務分掌に応じて、連携して復興対策を推進するものとし、復興本部における局区の事務分掌は、別に定める。
- 局区横断的な事項に効果的かつ効率的に対応するため、市災害対策本部における機能別チームに準じて、統括調整チーム及び4つの復興チームを設置する。各チームの事務分掌は、別に定める。

(2) 現地復興本部

ア 現地復興本部長

本部長が、副本部長、その他の職員の中から指名する。

イ 構成

現地本部員は、本部長が、副本部長、その他の職員の中から指名する。

4 主な活動

(1) 震災復興の基本的方向、震災復興基本計画等の策定

- (2) 復興事業の実施に係る総合調整
- (3) 市災害対策本部及び市防災会議等の方針と復興対策との整合性確保の検討
- (4) 県震災復興本部との連絡調整及び近隣市町村（県下市町村連絡会議、九都県市首脳会議、8市連携市長会議等）との連携

5 廃止基準

- 本部長が、復興に係る事業の進捗状況から、復興本部設置の目的が達成されたと認める場合

第5節 震災復興基本計画等の策定【政策経営局】

- 市は、復興に当たっては、被害状況の早期把握に努め、計画・事業に反映する。大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）等に基づき、被害状況や基盤整備状況等に応じた震災復興基本計画を策定して、速やかな事業の実現を図る。
- 事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成、都市機能の更新、経済、住宅、生活・暮らし復興を図る。

1 被害状況の概略把握（第1期：発災～2週間）

- 震災復興本部は、災害対策本部と連携して、被害概況を把握する。
- 都市復興にかかる情報収集のため、発災後早期に被災状況図を作成し、基礎資料とする。
- 被害状況について、現地調査、航空写真等による情報を総合して被害概況を把握する。

2 震災復興の基本的方向の策定（第2期：2週間～2.5か月）

(1) 被害状況の詳細把握

災害対策本部と連携した情報収集を行うとともに、情報を総合して、被害の特徴を把握する。

(2) 震災復興にかかる市長メッセージの発信

避難所で生活する被災者に対し、市民の生活再建に関する当面の取組等を示すとともに、中長期的な視点からの復興に向けた考え方として、復興に向けたビジョン、基本理念、視点等を示す。

(3) 震災復興の基本的方向の策定

復興に向けたビジョンについて、都市復興、住宅復興、経済復興、生活・暮らしの各分野別に具体化し、基本計画策定の方向性を示す。

3 震災復興基本計画の策定（第3期：2.5か月～6か月）

(1) 震災復興基本計画の策定

ア 計画の位置づけ

市の復興に係る最上位計画とし、震災によって状況の変更が生じた横浜市中期計画を補完する計画として位置付ける。復興基本計画は中期計画が整理する中長期的戦略が目指す将来像を共有しつつ、復興を通じて生活再建・防災対策とともに新たな都市づくりを目指す計画とする。

イ 計画期間

10年とする。そのうち、5年間で復興重点推進期間とし、集中的に復興施策を実施する。

ウ 大規模災害復興法との関係

対象とする災害が、大規模災害復興法の特定大規模災害（第2条第1号）に該当し、市が特定被災市町村（第10条第1号）にあたる場合、同法の復興計画に位置付ける。

エ 策定体制

計画の策定に当たっては、有識者により構成する市震災復興検討委員会で検討する。別途、市会による審議を行い、策定する。

オ 策定項目

- (7) 基本理念
- (イ) 方向性
- (ウ) 基本方針・目標
- (エ) 目標年次
- (オ) 対象地域
- (カ) 復興施策（都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興）の体系
- (キ) 復興施策及び復興事業の推進方策
- (ク) 復興施策及び復興事業の優先順位

(2) 地区別整備計画の策定

被害規模及び態様等により、地区別の被災の特徴を踏まえてきめ細やかな復興事業を推進する必要がある地区において、地区整備課題・方針、整備手法、整備スケジュール等のうち必要なものを定める。また、まちづくり協議会等の組織化・活性化を図るとともに、十分な調整を行う。

4 地区別細部計画の策定（第4期：6か月～1年）

(1) 震災復興基本計画施策編の策定

震災復興基本計画が定める取組の方向性を踏まえて、復興にかかる施策の事業化の状況を見据えながら、復興施策を中期的な事業量等とあわせてとりまとめ、策定し、公表する。

(2) 地区別細部計画の策定

地区別整備計画を策定している地区において、被害規模及び態様等により、地区別の具体的な整備計画を策定する必要がある場合は、市は、費用負担、手続、スケジュール、各種助成・優遇策を合わせて提示する。

5 復興施策の推進（第5期：1年～）

- 震災復興基本計画及び震災復興基本計画施策編等に基づく進捗管理を行うとともに、市と市民、事業者が十分に連携を図り、復興施策を推進する。

6 配慮事項

- 策定に当たっては、市民への情報提供を実施する。また、復興に関する市民ニーズを段階に応じて把握する。
- 女性、高齢者、障害者、子ども、外国人等の視点を考慮するとともに、策定過程への参画に配慮する。

第6節 分野別復興施策

1 都市の復興【政策経営局、都市整備局】

(1) 基本的な考え方

- 都市復興は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら進める。
- 復興の基本的方向を踏まえ、復興基本計画に都市づくりの目標、根幹的都市施設整備方針、地区別整備方針等を盛り込む。

(2) 地域指定等の検討

- 被災前の市街地整備状況、被害状況等を踏まえ、復興事業の導入やまちづくりを誘導すべき地域の検討を行い、必要に応じて関連諸制度を踏まえた地域指定等を行う。
 - 関連諸制度を踏まえた地域指定等及び市民への広報・周知等を適時実施する。
- (3) 地区別整備計画及び地区別細部計画策定に係る配慮事項
- 地域力を生かした復興に取り組むため、地域の復興を進める母体となる「復興まちづくり協議会（仮称）」を設置する。
 - 暫定的な生活の場を確保する。

2 地域経済の復興【政策経営局、にぎわいスポーツ文化局、経済局、みどり環境局】

(1) 基本的な考え方

- 市は、経済復興に向けて緊急的な経済対策をとりまとめるとともに、中長期的な視点に立って復興基本計画に経済復興分野の取組を盛り込む。
- 観光資源、MICE 施設等の安全性及び復旧・復興状況の発信を適時行う。また、中長期的な視点で観光・MICE の復興に関する情報の発信に取り組む。
- 市及び産業防災会議は連携して、産業間の連携による事業者（企業）活動の早期復旧、事業者・地域・行政の協力体制の整備等を支援する。

(2) 消費生活情報の把握

- 市は、生活関連商品等の価格動向、需給、流通状況など必要な事項を調査し、必要があるときは、災害に伴う便乗値上げや売り惜しみなどを防止するための措置を講じる。
- 市は、職員調査の活用により、生活関連情報の収集を行う。
- 市は、生活関連商品等の安定的な供給を確保するため、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）第 3 条にある特定物資について、事業者による買占め、売惜しみなどの不適切な行為がある場合は、売渡しの指示又は命令を行う。

(3) 産業ワンストップセンターの開設・運営等

- 被災した中小企業者への一元的な緊急相談窓口として、震災時産業ワンストップセンターを開設・運営し、緊急的な経営相談及び国の支援と連携した緊急的な融資を実施する。

(4) 農業災害関連融資

- 市は、被災した農業者が、農協から事業資金を借り入れる際、利子補給等を行う。

3 住宅の復興【政策経営局、建築局】

(1) 基本的な考え方

- できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示する。中長期的な視点に立って、復興基本計画に住宅復興分野の取組を盛り込み、応急仮設住宅や応急修理がされた住宅を恒久住宅へと復興するためのプロセスを明確にする。
- 住宅再建意見調査等により被災者のニーズを把握し、民間住宅の再建や災害復興公営住宅の供給による支援など具体的な手順を定めた住宅復興基本計画を策定する。なお、住宅復興ニュース（仮称）等を活用し、復興関連の情報の伝達にも配慮する。

4 生活・暮らしの復興【政策経営局、市民局、健康福祉局等】

(1) 基本的な考え方

- 生活基盤・環境を整え、被災者の暮らしを被災前の状態に回復し、質的向上を図るため、復興基本計画に生活・暮らし復興分野の取組を盛り込む。

- 災害弔慰金、生活再建支援金等の給付金、税の減免、義援金による被災者への経済的支援を進めるとともに、雇用の維持確保、再就職支援を進める。
- 医療・福祉・保健サービス等の回復、メンタルヘルスケアの充実、学校、幼稚園・保育所の再開などに努める。
- デイサービス、グループホーム、ショートステイなど福祉サービスを担う民間事業者、ボランティアとも連携し、生活・暮らしの復興を図る。